

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 条 例

所管課（室）名

○知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

人 事 課

条 例

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県条例第34号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和31年長崎県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～8 略 9 <u>令和7年8月1日から同年10月31日までの間における知事の給料月額、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該給料月額の100分の50に相当する額を減じて得た額とする。</u>	附 則 1～8 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミヤコ
印刷